- 1. 事故発生の日時 令和3年3月4日(木) 20時40分頃
- 2. 事故発生の場所 紀美野町
- 3. 事故発生場所の工事名、工期

工事名:道路改良工事

工期:平成31年3月7日~令和3年11月8日

4. 請負業者 県外建設業者

5. 事故発生状況

当日はトンネル掘削作業において支保工設置作業を行っていた。タイロッドの設置が終わったが、切羽に向かって左側の支保工が少し下がっていたので、高さを調整するために皿板を設置する作業を行っていた。その際、少し肌落ちを確認したので一時退避し、切羽状況を目視し肌落ちが無いのを確認し、屈んで作業を再開した際に、40cm 角の岩が肌落ちにより落下し、被災者の背中に当たった。

○男性1名負傷 腰椎の脱臼骨折

6. 事故原因

- ・切羽監視責任者が専任ではなく、掘削作業主任者と兼務されており、切羽の監視が不十分だったため
- ・退避指示の方法及び指示系統が定められておらず、切羽監視責任者の判断のみで作業を再開させたため。
- ・施工計画では「支保工建込前に一次吹付を行う」としていたが未実施だったため。

7. 改善対策

- ・切羽監視責任者を専任で配置し切羽の監視を確実に行う。
- ・退避指示の方法及び指示系統を定め、肌落ち防止計画に基づいた作業手順書を作成し、作業にかかわるもの全員に周知する。
- ・支保工建込箇所に一次吹付を行う。
- ・支保工建込前に肌落ちの可能性のある地山は確実に浮石の除去を行う。
- ・支保工建込毎にガードフェンスを設置する。